

强化商业秘密保护的立法动向及相关解读

2020 年 09 月，中国最高人民法院发布了《关于审理侵犯商业秘密民事案件适用法律若干问题的规定》、国家市场监督管理总局起草了《商业秘密保护规定（征求意见稿）》并公开征求意见。本文结合近期发布的上述规定，择选其中的重点修改内容进行相关解读。

■ 有关商业秘密保护的立法背景、进程和立法动向

商业秘密是企业在商业竞争中所拥有的未公开的知识产权，它凝聚了企业创新、创造的智力成果，是企业赖以生存、发展的核心竞争力。随着社会经济、科技的不断发展，以及对外经济、科技技术交流日益密切，企业迫切需要通过法律制度来保护商业秘密。为了回应社会关切，适应中国市场经济发展的需要，中国各级立法、司法、执法机关都在近期制定、公布或起草了一系列保护商业秘密的法律、规章和司法解释：

- 2019 年 04 月，全国人大常委会修订了《反不正当竞争法》，对保护商业秘密、禁止侵犯商业秘密不正当竞争行为以及相应的法律责任进行了调整和完善。
- 2020 年 01 月，中国政府与美国政府签订了《中美经济贸易协议》，其中以专章规定，两国政府要确保对商业秘密的有效保护，以及对侵犯商业秘密行为的有效执法。
- 2020 年 05 月，全国人大通过了《民法典》，其中明确规定，民事主体依法享有知识产权，权利人依法享有对商业秘密的专有权利。
- 2020 年 08 月，司法部起草了《关于强化行政许可过程中商业秘密和保密商务信息保护的指导意见（征求意见稿）》，并公开向社会征求意见。
- 2020 年 09 月，国家市场监督管理总局起草了《商业秘密保护规定（征求意见稿）》，公开向社会征求意见，并计划尽快正式公布该规定。正式公布后，该《商业秘密保护规定》将取代《关于禁止侵犯商业秘密行为的若干规定》，成为保护商业秘密行政执法的主要依据。
- 2020 年 09 月，最高人民法院公布《关于

営業秘密保護の強化に向けた立法の動向及びその考察

2020 年 9 月、中国最高人民法院が「営業秘密侵害の民事事案審理における法律適用の若干事項に関する規定」を公表し、国家市場監督管理総局は「営業秘密保護規定（意見募集案）」を起草し、パブリックコメントを募集した。本稿は、最近公表された上記規定を踏まえ、重要な改正内容を一部抜粋し、考察する。

■ 営業秘密保護に係る立法の背景、進捗及び立法の動向

営業秘密は、企業がビジネス競争で保有している、公開されていない知的財産権であり、企業の革新力、イノベーションが凝縮された知的成果であり、企業が生存し、発展していくうえでの拠り所となる基幹的競争力に繋がるものである。社会経済、科学技術が絶えず発展し、経済、科学技術の対外的な交流が日増しに活発化していくにつれ、企業は法制度を通じて営業秘密を保護していく必要に迫られている。また、社会からの関心に応え、中国市場経済発展のニーズに呼応するため、このところ中国の各レベルの立法、司法、法執行関係機関が営業秘密の保護に関する一連の法律、規則及び司法解释を制定し、公布し又は起草している。

- 2019 年 4 月、全国人民代表大会常務委員会は「不正競争防止法」を改正し、営業秘密の保護、営業秘密侵害という不正競争行為の禁止及び相応の法的責任について調整と整備を行った。
- 2020 年 1 月、中国政府と米国政府は「中米経済貿易協定」を取り交わし、その中では、両国政府が営業秘密の有効な保護、及び営業秘密侵害行為に対する有効な法執行を確保しなければならないことが個別に章節を設けて規定されている。
- 2020 年 5 月、全国人民代表大会で「民法典」が可決され、その中で、民事主体が法に依拠し知的財産権を有し、権利者が法に依拠し営業秘密に対し専有権を有することが明確に規定されている。
- 2020 年 8 月、司法部は「行政許可手続き過程において営業秘密及びビジネス上の秘密情報の保護を強化することに関する指導意見（意見募集案）」を起草し、社会に向けて意見を募集した。
- 2020 年 9 月、国家市場監督管理総局は「営業秘密保護規定（意見募集案）」を起草し、社会に向けて意見を募集しており、当該規定の正式な公布が速やかに進められる見通しである。正式に公布された後、当該「営業秘密保護規定」は「営業秘密侵害行為禁止に関する若干規定」に取って代わり、営業秘密を保護するうえでの行政法執行の主要な根拠となる。
- 2020 年 9 月、最高人民法院は「営業秘密侵

审理侵犯商业秘密民事案件适用法律若干问题的规定》(简称:《商业秘密司法解释》),该司法解释成为司法机关审理侵犯商业秘密民事案件的主要依据。

- 2020年09月,最高人民法院、最高人民检察院公布《关于办理侵犯知识产权刑事案件具体应用法律若干问题的解释(三)》,详细解释了《刑法》第219条“侵犯商业秘密罪”的构成要件,为公安(侦查机关)、检察院、法院办理侵犯商业秘密刑事案件作出了明确指引。

其中,《商业秘密司法解释》是最高人民法院首次针对审理侵犯商业秘密民事案件、保护商业秘密民事权利制定并已正式公布实施的司法解释,对企业在实务操作中如何保护商业秘密、进行正当商业竞争以及进行合规管理具有重要的指引作用,因此,本文重点对该司法解释进行解读。

■ 对《商业秘密司法解释》的解读

(一) 细化并明确了商业秘密的范围

《反不正当竞争法》第九条第四款规定,“本法所称的**商业秘密**是指,不为公众所知悉、具有商业价值并经权利人采取相应保密措施的技术信息、经营信息等商业信息。”但是,究竟什么是“技术信息”、“经营信息”,实务操作中仍存在争议。《商业秘密司法解释》第一条以列举的形式解释了“技术信息”和“经营信息”的具体表现形式——“技术信息”包括:“与技术有关的结构、原料、组分、配方、材料、样品、样式、植物新品种繁殖材料、工艺、方法或其步骤、算法、数据、计算机程序及其有关文档等信息”;“经营信息”包括:“与经营活动有关的创意、管理、销售、财务、计划、样本、招标投标材料、客户信息、数据等信息”。

对于实践中存在争议较多的“客户信息”《商业秘密司法解释》进一步明确了哪些客户信息构成“商业秘密”,哪些不属于商业秘密。第一条第三款规定:“客户信息”包括客户的名称、地址、联系方式以及交易习惯、意向、内容等信息。第二条规定:“当事人仅以与特定客户保持长期稳定交易关系为由,主张该特定客户属于商业秘密的,人民法院不予支持。客户基于对员工个人的信赖而与该员工所在单位进行交易,该员工离职后,能够证明客户自愿选择与该员工或者该员工所在的新单位进行交易的,人民法院应当认定该员工没有采用不正当手段获取权利人的商业秘密。”《商业秘密司法解释》的上述细化规定有助于指引经营者在实务操作中识别各类商业秘密,并重视对各类商业秘密的保护。

害的民事事案審理における法律適用の若干事項に関する規定)(以下「営業秘密司法解释」という)を公布しており、当該司法解释は司法機関が営業秘密侵害の民事事案を審理するうえでの主要な根拠となっている。

- 2020年9月、最高人民法院、最高人民検察院は「知的財産権侵害刑事案件の取扱における具体的法律応用の若干事項に関する解釈(三)」を公布し、「刑法」第219条「営業秘密侵害罪」の構成要件を具体的に解釈し、公安(捜査機関)、検察院、裁判所による営業秘密侵害刑事案件の取扱いについての明確な指針を打ち出している。

そのうち「営業秘密司法解释」は、最高人民法院が営業秘密侵害の民事事案の審理、営業秘密に係る民事権利の保護について制定し、且つ正式に公布し実施している初めての司法解释であり、企業実務において営業秘密をどのように保護し、正当な商業競争及びコンプライアンス管理をどのように展開するかにおいて重要な指導的意味合いを持つものである。よって、本稿では当該司法解释に重点を置いて考察する。

■ 「営業秘密司法解释」についての考察

(一) 営業秘密の範囲を詳細化し、明確にした

「不正競争防止法」第九条第四項の規定によると、「本法にいう**営業秘密**とは、公知となっておらず、商業的価値を有し、且つ権利者が相応の秘密保持措置を講じている**技術情報、経営情報等商業情報**を指す」とされている。しかし、「技術情報」、「経営情報」とは一体何かについては、実務運用上、まだ論争が続いている。なお、「営業秘密司法解释」第一条では、「技術情報」及び「経営情報」の具体的な態様を列挙し解釈しており、つまり、「技術情報」には「技術と関係のある構造、原料、成分、調製法、材料、サンプル、様式、植物新品种繁殖材料、工程、方法又はその手順、計算方法、数値、コンピュータープログラム及びその係るドキュメント等の情報」が含まれるとし、「経営情報」には「経営活動と関係のあるアイデア、管理、販売、財務、計画、見本、入札募集・応札材料、顧客情報、データ等の情報」が含まれるとされている。

実践上、論争の多い「顧客情報」については、「営業秘密司法解释」ではどのような顧客情報が「営業秘密」に該当するか、どのようなものが営業秘密に該当しないかをさらに明確にしている。第一条第三項では、**顧客情報**には顧客の名称、住所、連絡方法及び商習慣、意向、内容等の情報が含まれると定めており、第二条では、「当事者が特定の顧客と長期的に安定した取引関係を維持していることだけを理由に、当該特定の顧客は営業秘密に該当すると主張する場合、人民法院はこれ不予支持。顧客は、従業員個人に対する信頼に基づき、当該従業員が所属する勤務先と取引を行っていたが、当該従業員が離職後、顧客が当該従業員又は当該従業員の所属する新勤務先と取引することを自由意志により選択したことを証明できる場合、人民法院は当該従業員が不当な手口を使って権利者の営業秘密を取

得たのではないものと認定しなければならない」と定めている。「営業秘密司法解釈」で詳細化されたこれら規定は、事業者が実務運用上、各種の営業秘密を判別し、且つ各種の営業秘密の保護を重視するよう促すうえで拠り所となるものである。

(二) 细化并明确了商业秘密的认定规则

最高人民法院 2007 年发布的《关于审理不正当竞争民事案件应用法律若干问题的解释》(简称:“《不正当竞争案件司法解释》”)规定:“指称他人侵犯其商业秘密的,应当对其拥有的商业秘密符合法定条件负举证责任。”根据《反不正当竞争法》第九条对商业秘密的定义,实务操作中,当事人要主张相关信息属于“商业秘密”,需要举证证明该信息具备三个法定条件(简称:“三性”)即:非公开性(不为公众所知悉)、价值性(具有商业价值)、保密性(经权利人采取相应保密措施)。《商业秘密司法解释》进一步对非公开性、价值性、保密性的司法认定规则进行了细化。

《商业秘密司法解释》第三条就“非公开性”要件明确了一个相对可操作的标准,即“权利人请求保护的信息在被诉侵权行为发生时不为所属领域的相关人员普遍知悉和容易获得的,人民法院应当认定为反不正当竞争法第九条第四款所称的不为公众所知悉。”

第四条第二款规定:“将为公众所知悉的信息进行整理、改进、加工后形成的新信息,符合本规定第三条规定的,应当认定该新信息不为公众所知悉”。这一标准表明法律不要求商业秘密绝对落在公知领域之外,而是强调秘密的相对性,这在一定程度上降低了对权利人举证要求。

第七条明确了“价值性”的要求,规定相关秘密信息只要具有“现实的”或者“潜在的”商业价值,包括在生产经营活动中形成的阶段性成果符合该条件的,人民法院经审查可以认定该成果具有商业价值。该规定与《反不正当竞争法》保持一致,不再要求权利人证明相关信息“具有实用性”、“能为权利人带来经济利益或竞争优势”,而是只要具有现实的、或潜在的商业价值即可认定其价值性。另外,第二款进一步明确了“阶段性成果”也可能具有商业价值,这有利于对实践中经营者将在研发或交易过程中产生的成果作为商业秘密予以保护。

第五条规定:“权利人为防止商业秘密泄露,在

(二) 営業秘密の認定規則を詳細化し、明確にした

最高人民法院が 2007 年に公布した「不正競争民事事案審理における法律応用の若干事項に関する解釈」(以下「『不正競争民事事案司法解釈』』という)規定によれば、「自己の営業秘密が他人に侵害されたと主張する場合、自己の保有する営業秘密が法定条件を満たすことについて立証責任を負わなければならない」とされている。「不正競争防止法」第九条における営業秘密の定義に基づくと、実務運用上、係る情報が「営業秘密」に該当することを当事者が主張する場合、当該情報が 3 つの法定要件(以下「3 つの特性」という)、つまり、非公開性(公知となっていないこと)、価値性(商業的価値を有すること)、秘密性(権利者が相応の秘密保持措置を講じていること)を満たすことを立証しなければならない。「営業秘密司法解釈」では、非公開性、価値性、秘密性に係る司法認定規則をさらに詳細化した。

「営業秘密司法解釈」第三条では、「非公開性」の要件について、相対的に実行可能な基準を設定しており、つまり、「権利者が保護を求めた情報が、権利侵害で訴えられる行為が発生した時点で、所在領域の者に周知されておらず、容易に取得できないものである場合、人民法院はこれを不正競争防止法第九条第四項にいう公知となっていないものと認定しなければならない」としている。

第四条第二項の規定によれば、「公知となっている情報を整理し、改善し、加工した後に形成される新しい情報が、本規定第三条の規定に合致する場合、当該新しい情報は公知となっていないものと認定しなければならない」とされている。当該基準によると、法律上、営業秘密とは、秘密の相対性を強調するものであり、必ずしも公知の領域以外にあるとは限らないことがわかる。これによって、権利者に対する立証の要求がある程度は緩和されることになる。

第七条では、「価値性」の要求を明確にし、係る秘密情報に「現実の」又は「潜在的」な商業的価値がある限り(生産経営活動において形成される段階的な成果が当該条件に適合する場合を含む)、人民法院は審査の上、当該成果が商業的価値を有すると認定できるとしている。当該規定は「不正競争防止法」と一致しており、権利者に対し、係る情報が「実用性を有する」、「権利者に経済的利益又は競争上の優位性を持たずことができる」ことを証明するよう求めるのではなく、現実の又は潜在的商業的価値を有する限り、その価値性を認めることができる、というものである。また、第二項では、「段階的な成果」であっても商業的価値を有する可能性があることをさらに明確にしており、これは、実践運用上、事業者が研究開発中の、又は取引過程において生じた成果を営業秘密として保護するうえで有益である。

第五条規定では「権利者が営業秘密の漏えいを防

被诉侵权行为发生以前所采取的**合理保密措施**，人民法院应当认定为反不正当竞争法第九条第四款所称的相应保密措施。”该条第二款规定“人民法院应当根据商业秘密及其载体的性质、商业秘密的商业价值、保密措施的可识别程度、保密措施与商业秘密的对应程度以及权利人的保密意愿等因素，认定权利人是否采取了相应保密措施。”这有助于指引企业对以往所采取的保密措施是否到位进行再审查和反思，有针对性地弥补保密措施的不足。第六条进一步列举了七类人民法院可以认定的“合理保密措施”。企业可以参考该规定采取具体的保密措施，从而使相关信息具备商业秘密的保密性要件。

(三) 细化了侵犯商业秘密行为的认定规则

《不正当竞争案件司法解释》规定：“指称他人侵犯其商业秘密的，应当对……对方当事人采取不正当手段的事实负举证责任。”由于商业秘密侵权行为通常是隐秘的，举证“不正当手段”相对困难。实务操作中，法院采取了“接触加相似”的判定规则，即如果对方的信息与权利人相同或实质相似，并且接触权利人的信息，则推定为侵权。《商业秘密司法解释》将“以违反法律规定或者公认的商业道德的方式获取商业秘密”认定为《反不正当竞争法》中的“以其他不正当手段获取商业秘密”，增加了法律的可适用性。《商业秘密司法解释》明确了对商业秘密进行修改、改进后使用或根据商业秘密调整、优化、改进有关生产经营活动的，亦属于侵权行为，并具体列举了人民法院在认定接触及实质性相似时可以考虑的因素，有利于统一法律适用标准。

另外，《反不正当竞争法》以及中美《经贸协定》都规定了商业秘密侵权案件中的举证责任转移，即对方“有渠道”或“有机会”接触权利人的商业秘密且使用的信息与权利人的商业秘密实质性相似的，推定侵权行为成立。《商业秘密司法解释》在其基础上进一步细化了“员工、前员工是否有渠道或者机会获取权利人的商业秘密”的认定，即在判定时，可以考虑被诉侵权人的职务、职责、权限，本职工作或单位任务，参与商业秘密相关生产经营活动的具体情形，以及是否保管、使用、存储、复制、控制或者以其他方式接触、获取商业秘密及其载体等因素，这是对司法实践的总结。

止するために、権利侵害で訴えられる行為が発生する前に講じていた**合理的な秘密保持措置**について、人民法院はこれが不正競争防止法第九条第四項にいう相應の秘密保持措置に該当するものと認定しなければならない」とされている。同条第二項では、「人民法院は営業秘密及びその媒体の性質、営業秘密の商業的価値、秘密保持措置を識別できる度合い、秘密保持措置と営業秘密との対応度合い並びに権利者による秘密保持の意向等の要素に基づき、権利者が相應の秘密保持措置を講じているかについて認定しなければならない」と定められている。企業が従来講じていた秘密保持措置が十分であったかどうかを見直し、反省したうえで、秘密保持措置が十分ではなかった部分を的確に補うよう導くうえでは意味がある。第六条では、人民法院が認定することのできる7通りの「合理的な秘密保持措置」を列挙している。企業は当該規定を参考にし、具体的な秘密保持措置を講じることで、係る情報が営業秘密の秘密性の要件を満たすようにするとよい。

(三) 営業秘密侵害行為の認定規則を詳細化した

「不正競争事案司法解释」では、「自己の営業秘密が他人に侵害されたと主張する場合、……相手方当事者が不当な手口を使ったという事実について立証責任を負わなければならない」と定めている。営業秘密侵害行為は通常、密に行われるものであるため、「不当な手口」を立証するのは相対的に難しい。実務運用上、裁判所は「接触プラス相似」という判定規則を採用している。つまり、もしも相手方の情報が権利者と同じ、又は実質的に似ており、且つ権利者の情報に接触したことがあるならば、権利侵害が成立すると推定されるのである。「営業秘密司法解释」では、「法律規定又は公知の商業モラルに違背する方式により営業秘密を取得する」ことを「不正競争防止法」における「その他不当な手口により営業秘密を取得する」として認定するとしており、法律の可用性を高めた。「営業秘密司法解释」では、営業秘密を手直しし、改善したうえで使用し、又は営業秘密に基づき係る生産経営活動を調整し、最適化し、改善を行った場合も権利侵害行為に該当することを明確にしており、また、接触したこと及び実質的に似ていることについては、人民法院が認定する際に考慮することのできる要素を具体的に列挙しており、法律の適用基準を統一するうえで有益である。

また、「不正競争防止法」及び中米間の「経済貿易協定」のどちらも、営業秘密権利侵害事案における立証責任の移行を定めている。つまり、相手方が権利者の営業秘密に接触するための「ルート」又は「機会」を有し、尚且つその使用した情報が権利者の営業秘密と実質的に似ている場合、権利侵害行為が成立すると推定される。「営業秘密司法解释」はこれをベースに、「従業員、もと従業員が権利者の営業秘密を取得するためのルート又は機会を有するかどうか」の認定をさらに詳細化しており、即ち、判定の際に、権利侵害で訴えられる者の職務・職責・権限、本職又は組織の任務、営業秘密と関連のある生産経営活動に参加した具体的な状況、並びに営業秘密及びその媒体の保管、使用、保存、複製、支配又はその其他方式により接触し、取得したかどうか等の要素を考慮することができ、これは、司法実践に対する集約である。

(四) 明确了商业秘密行为保全的适用和相应条件

《商业秘密司法解释》第十五条明确了权利人可以向人民法院申请采取行为保全措施的条件,即:被申请人试图或者已经以不正当手段获取、披露、使用或者允许他人使用权利人所主张的商业秘密,不采取行为保全措施会使判决难以执行或者造成当事人其他损害,或者将会使权利人的合法权益受到难以弥补的损害的。符合法定条件,权利人可以依法申请法院采取行为保全措施。

(五) 侵权责任承担方面作出了新的规定

1. 增加了判决侵权人返还或者销毁商业秘密载体,清除其控制的商业秘密信息的规定,以减少再次发生侵权行为的风险;
2. 参照专利法的规定,增加了参照商业秘密许可使用费确定侵权实际损失的考虑因素;增加适用法定赔偿的考虑因素。

(六) 明确权利人举证权利的时间限制

在程序上,《商业秘密司法解释》第二十七条明确了权利人应当在一审法庭辩论结束前明确所主张的商业秘密具体内容。仅能明确部分的,人民法院对该明确的部分进行审理。在此之前,法院实践中通常指定具体的时间要求权利人明确其主张的商业秘密的具体内容,该条款统一了相关举证的时间限制。

■ 对《商业秘密保护规定(征求意见稿)》的解读

侵犯商业秘密的行为不仅会侵害权利人的“私权利”,也可能破坏公平竞争的市场环境,对公共的市场竞争秩序造成损害。因此,在司法机关出台《商业秘密司法解释》,以司法手段加强保护权利人商业秘密权利的同时,市场监管行政执法机关也在加紧制定新的部门规章,依法采用行政执法手段防范和禁止侵犯商业秘密的不正当竞争行为、维护市场公平竞争秩序。目前市场监管部门在行政执法活动中仍在适用的《关于禁止侵犯商业秘密行为的若干规定》(简称“《若干规定》”)是1998年国家工商行政管理总局制定的部门规章。该规定的制定时所依据的《反不正当竞争法》已于2019年进行修订,《若干规定》中的部分规定与修订后的《反不正当竞争法》不一致,并且已经滞后于目前的实践。为适应修订后的《反不正当竞争法》、落实《中美经济贸易

(四) 営業秘密行為保全の適用及び相応の条件を明確にした

「営業秘密司法解释」第十五条では、権利者は人民法院に対し行為保全措置を講じるよう申し立てることができる条件を明確にした。つまり、被申立人が権利者の主張する営業秘密を不当な手口により取得し、開示し、使用し、他人に使用許諾を実施しようとし、又はすでに実施しており、行為保全措置を講じない場合、判決の執行が難しくなり、又は当事者にその他の損害を被らせ、又は権利者の適法な権益に取り返しのできない損害を被らせることになる場合であり、法定条件を満たすときには、権利者は法に依拠し裁判所に行為保全措置を講じるよう申し立てることができる。

(五) 権利侵害責任の負担における新たな規定がなされた

1. 権利侵害行為が再発するリスクを抑えるために、権利侵害者が営業秘密の媒体を返還し又は廃棄し、支配している営業秘密情報を消去することを命じる判決についての内容が追加されている。
2. 特許法の規定に照らし、営業秘密使用許諾料に準じて権利侵害による実際の損失を確定し、法定賠償を適用するという考慮すべき要素が追加されている。

(六) 権利者の立証権利の時間的制限が明確にされた

手続きにおいて、「営業秘密司法解释」第二十七条では、権利者は第一審法廷弁論が終了するまでに、自己の主張する営業秘密の具体的な内容を明確にしなければならないと明記されている。その一部しか明確にできない場合、人民法院はすでに明確にされた当該部分について審理を行う。従来は、裁判所は実践運用において通常、具体的な期限を指定し、権利者に対し自己の主張する営業秘密の具体的な内容を明確にするよう求めることになっていたが、当該条項は立証の時間的制限を統一させた。

■ 「営業秘密保護規定(意見募集案)」についての考察

営業秘密を侵害する行為は、権利者の「私的権利」を侵害するだけでなく、公正な競争の市場環境を破壊し、公共の市場競争秩序に損害を与える恐れもある。このため、司法機関が「営業秘密司法解释」を公布し、司法的手段により権利者の営業秘密権利の保護を強化すると同時に、市場監督管理行政執行機関も新たな部門規則の制定を急ピッチで進め、法に依拠し行政執行手段により営業秘密侵害という不正競争行為を防止し、禁止し、市場の公正競争秩序を維持しようとしている。また、現在、市場監督管理部門が行政執行活動において、なおも適用されている「営業秘密侵害行為の禁止に関する若干規定」(以下「『若干規定』」という)は、1998年に国家工商行政管理総局によって制定された部門規則である。当該規定を制定する際に依拠した「不正競争防止法」は2019年に改正され

协议》的相关内容、增强法律的适用性，市场监管总局近期在《若干规定》的基础上，对商业秘密保护的相关规定进行完善、起草了《商业秘密保护规定（征求意见稿）》（以下简称“《征求意见稿》”），并公开征求意见。

《征求意见稿》不仅将《若干规定》的题目进行了调整，修改为“商业秘密保护规定”。正文部分也由原来的 12 条增加到六个章节 39 条内容，总体上，进行了 4 个核心内容方面的调整：

一、界定和细化了商业秘密三个构成要件，即依据新修订的《反不正当竞争法》对“商业秘密”进行重新定义，并就“非公开性”、“商业价值”、“保密性”三个要件予以界定和细化。由于《商业秘密保护司法解释》已经率先公布实施，我们推测将来出台的《商业秘密保护规定》在对商业秘密的界定将会与《商业秘密保护司法解释》保持一致，使行政执法对商业秘密的认定与司法认定的标准保持一致。

二、明确并且细化了视为侵犯商业秘密的五种情形，增强了法律的可适用性。便于市场监管部门行政执法活动中对侵犯商业秘密行为进行认定。

三、对涉嫌侵犯商业秘密行为的查处上，增加了对权利人提交材料的要求、委托鉴定、案件中止等内容。明确县级以上市场监管部门对侵犯商业秘密行为进行监督检查、认定处理。对权利人在举报侵权行为时应当提供的证据材料予以明确、细化。明确商业秘密案件引入鉴定或专家意见的情形；明确市场监管部门对双方当事人提供的证据材料的认定和采信规则。对市场监管部门对涉及侵犯商业秘密的证据进行保全的情形进行规定。对案件中止、司法移送、责令停止侵权等程序性内容予以细化。

四、增加了对“情节严重”认定、明确了侵权违法所得的计算方法。

根据市场监管总局的通知，征求意见将于 2020 年 10 月 18 日截止，随后市场监管总局将在听取意见后对该规定进行最后的调整并尽快公布实施《商业秘密保护规定》。《商业秘密保护规定》正式公布实施后，将取代《若干规定》成为执法机关在行政执法中的主要依据，对进一步激励企业研发、创新，优化营商环境，维护公平竞争的市场秩序起到保障作用，同时，《商业秘密保护规定》正式公布实施后对经营者严格守法、保护自身商业秘密也具有重要的指导意义。我们将密切关注市场监管总局对该规定的调整以及公布实施的进程，进一步对其进行后续解读。

ため、「若干規定」における一部の規定は改正後の「不正競争防止法」とは一致せず、尚且つ現在の実践状況にも即さなくなった。改正後の「不正競争防止法」との整合性をとり、「中米経済貿易協定」の係る内容を着実に実施し、法律の可用性を高めるために、市場監督管理総局は先頃、「若干規定」をベースとして、営業秘密の保護に係る規定を整備し、「営業秘密保護規定（意見募集案）」（以下「『意見募集案』」という）を起草し、且つパブリックコメントを募集した。

「意見募集案」は「若干規定」のテーマを「営業秘密保護規定」へと修正しただけではなく、本文部分も従来の 12 条から 6 つの章節、39 条の内容にまで増やした。全体的にみて、4 つの核心的内容を調整している。

一、営業秘密の 3 つの構成要件を定義し、詳細化した。即ち、新たに改正された「不正競争防止法」に基づき、「営業秘密」の定義を改め、且つ「非公開性」、「商業的価値」、「秘密性」という 3 つの要件を定義し、詳細化した。「営業秘密保護司法解释」はすでに先駆けて公布、実施されたが、将来公布される予定の「営業秘密保護規定」において、営業秘密の定義は「営業秘密保護司法解释」との整合性がとられ、行政法執行における営業秘密に対する認定が司法認定の基準と一致するようになるであろうと推測される。

二、営業秘密侵害とみなす 5 通りの状況を明確にし、詳細化しており、法律の可用性が高まり、市場監督管理部門が行政法執行活動において営業秘密侵害行為を認定するうえで有益である。

三、営業秘密侵害の疑いのある行為に対する取締りについて、権利者が資料提出するうえでの要求、鑑定依頼、事案中止等の内容が追加された。県レベル以上の市場監督管理部門が営業秘密侵害行為について監督検査、認定処理を行うことを明確にした。権利者が権利侵害行為を通報する際に提供すべき証拠材料を明確にし、詳細化した。営業秘密事案に鑑定又は専門家の意見を導入する状況を明確にした。双方当事人から提供される証拠材料について市場監督管理部門の認定及び採用規則を明確にした。市場監督管理部門が営業秘密侵害と関連性のある証拠を保全する場合について規定した。事案中止、司法移送、権利侵害行為を差し止める命令等手続き上の内容を詳細化した。

四、「情状が深刻である」ことへの認定を追加し、権利侵害による違法所得の計算方法を明確にした。

市場監督管理総局の通知によると、意見募集は 2020 年 10 月 18 日をもって終了し、その後は、市場監督管理総局が意見を聴取した上で、当該規定の最終調整を行い、「営業秘密保護規定」が速やかに公布実施されることになっている。「営業秘密保護規定」が正式に公布し実施された後は、「若干規定」に取って代わり、法執行機関が行政法執行をする際の主な根拠となり、企業の研究開発、イノベーションを一層奨励し、ビジネス環境の最適化を行い、公正競争の市場秩序が維持されるうえでの保障としての役割を果たすことになる。また、「営業秘密保護規定」が正式に公布し実施された後は、事業者にとっては法令を厳守し、自らの営業秘密を

保護するうえでの重要な指導的意味合いを持つようになる。筆者は市場監督管理総局による当該規定の調整及び公布・実施の進捗に注意を払い、引き続きその後の考察を行いたい。

结语

在中国强化知识产权保护及《中美经贸协定》签订的大背景下，中国最高司法机关以及国务院相关部委积极制定、出台保护商业秘密的相关司法解释、部门规章，这反映了当前中国对商业秘密保护的重视以及完善商业秘密法律保护体系的决心。新制定和出台的上述法律文件都体现了“有利于权利人保护自身商业秘密”的原则，一定程度上解决了侵犯商业秘密纠纷案件中举证难、调查难等问题。从司法途径和行政监管途径两方面拓宽了权利人寻求权利救济的渠道，同时，相关规定也间接地增加了侵权人的违法侵权成本，有利于促进商业秘密保护领域的良性循环、优化营商环境。

随着这些法律文件的公布、实施，能够为经营者当前的商业秘密保护管理安排带来借鉴与警示，指导经营者根据其确立的原则对于自身的商业秘密保护制度与治理体系进行彻底的审查，从而有效地排除自身商业秘密受到不法侵害或对其他经营者承担侵权责任的法律风险，对于经营者而言具有重要意义。但同时应看到，中国现行的商业秘密保护立法、司法和行政执法水平与社会经济、科技发展，与保护创新的现实需求还存在不少差距，加强商业秘密保护的法律制度保障是一个渐进的过程，因此，我们将持续关注中国对商业秘密保护的法律制度建设的进程，及时向各位经营者宣传、解读相关的法律制度和政策，帮助各位经营者合理运用法律规则，依法保护商业秘密等合法权益。

（里兆律师事务所 2020 年 10 月 30 日编写）

終わりに

中国における知的財産権保護の強化及び「中美経済貿易協定」の調印という背景において、中国最高司法機関及び国务院の係る部門及び委員会が営業秘密の保護に関連する司法解释、部門規則を積極的に制定し、公布するという事は、現在、中国の営業秘密保護を重視し、また営業秘密に係る法律保護体系を整備していくという決意を反映するものである。新たに制定し公布された上記法律文書は、いずれも「権利者が自らの営業秘密を保護するうえで有利である」という原則が体现され、営業秘密侵害紛争事案に存在している立証・調査が難しいといった問題がある程度解決するものである。司法的手段及び行政監督管理手段という 2 つの方面から権利者が権利救済を求めるルートを拡大すると同時に、係る規定によって、権利侵害者が違法に権利を侵害する際の負担を間接的に加えており、営業秘密保護分野の好循環、ビジネス環境の最適化を促すうえで有利である。

これら法律文書が公布実施されることにより、事業者は現在の営業秘密保護の管理を手配するうえで、これらを参考にしつつ、また注意喚起を受けることにもなり、これらの法律文書によって確定される原則に基づき、事業者が自らの営業秘密保護制度及びガバナンス体系の見直しを徹底させることで、自らの営業秘密が不当な侵害を受けたり、その他の事業者に対する権利侵害責任を負うような法的リスクを効果的に排除するうえでも、事業者にとって重要な意味を持つ。但し、それと同時に、中国現行の営業秘密保護の立法状況、司法及び行政法執行の水準は、社会経済、科学技術の発展と革新の保護を求める現実のニーズとはかなり開きがあるのだが、営業秘密保護の法制度上の保障強化は、徐々に進めていかねばならず、そのため、筆者は中国における営業秘密保護の法制度構築の進捗に引き続き注意を払い、係る法制度及び政策を遅滞なく紹介し、解説していくことで、法規則を合理的に運用し、法に依拠し営業秘密等の適法な権益を守るうえでの一助を担いたい。

（里兆法律事務所が 2020 年 10 月 30 日付で作成）